

「競争契約入札心得」新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">競争契約入札心得 (最終改正令和5年5月1日)</p> <p>第1～5 略</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第6 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日(業務委託契約においては、5日)以内に、契約金額の10分の1(予定価格が10億円以上の建設工事にあつては、10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(建設工事においては設計金額が500万円未満のとき、業務委託においては設計金額が2000万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。)</p> <p>2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。</p> <p>3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。</p> <p>4 <u>落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるときは、当該落札者決定を取り消すことがある。</u></p> <p>第7 略</p>	<p style="text-align: center;">競争契約入札心得 (最終改正令和3年5月1日)</p> <p>第1～5 略</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第6 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日(業務委託契約においては、5日)以内に、契約金額の10分の1(予定価格が10億円以上の建設工事にあつては、10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(建設工事においては設計金額が500万円未満のとき、業務委託においては設計金額が2000万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。)</p> <p>2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。</p> <p>3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。</p> <hr/> <p>第7 略</p>